

留学生アルバイト雇用ハンドブック



福岡県留学生サポートセンター
FUKUOKA INTERNATIONAL STUDENT SUPPORT CENTER

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号 アクロス福岡 3F

電話: 092-725-9201 FAX: 092-725-9225

E-mail: fissc@kokusaihiroba.or.jp Web: <http://www.fissc.net/>

「留学生アルバイト雇用ハンドブック」

目次

- 「留学生アルバイト雇用ハンドブック」の発行にあたって
- 「福岡県留学生サポートセンター 無料職業紹介窓口」とは
- 1. 留学生アルバイト雇用の基礎知識
 - ①在留資格について ……3
 - ②資格外活動許可について ……3
 - ③就労可能時間について ……4
 - ④許可の期限について ……5
 - ⑤アルバイトにふさわしくない職種 ……8～9
(「制限職種表」)
 - ⑥労働関係法令について ……10
 - ⑦税金について ……11
(租税条約に関する届出)
 - ⑧留学生の雇用に際して ……11～12
 - ⑨雇用した留学生との間にトラブルが起きた場合 ……12
- 2. 登録の申し込みから採用まで
 - ①求人申し込み ……13
 - ②求人票の掲示・掲載 ……13
 - ③求職者の登録 ……13
 - ④求職者への助言 ……13
 - ⑤留学生の紹介 ……14
※面接(採用選考にあたっての注意点)
 - ⑥採用結果の報告 ……14
 - ⑦資格外活動許可申請 ……14
 - ⑧留学生が出社したら ……14～15
 - ⑨求人申し込み後について ……15

- 「留学生アルバイト雇用ハンドブック」の発行にあたって
本来、留学生にとっては学業が本業ですが、学費や生活費の一部をまかなうためにアルバイトを行っている留学生が多いのが現状です。
そのような留学生のために、当センターではアルバイトの紹介を行います。
留学生の採用にあたって、このハンドブックがお役に立ちましたら幸いです。

- 「福岡県留学生サポートセンター 無料職業紹介窓口」とは

目的	留学生が、健全な生活に支障をきたすことなく、充実した円満な学習・研究生活をおくれるように、フェイス・トゥ・フェイスで相談に乗りながら、適切なアルバイトの紹介を行います。
事業所	福岡県留学生サポートセンター (アクロス福岡3階 こくさいひろば内)
対象者	福岡県内に所在する大学、短期大学、高等専門学校に在籍する留学生。

1. 留学生アルバイト雇用の基礎知識

この章では、留学生をアルバイト雇用する際に必要な基礎知識についてご説明します。

①在留資格について

留学生は、「留学」の在留資格を取得して、日本に入国し滞在しています。「留学」は就労ができない在留資格となっていますが、資格外活動許可を受ければ、本来の在留目的である勉学を阻害しない範囲での就労が可能になります。

②資格外活動許可について

留学生がアルバイト（報酬を受ける活動）を行う際、まず必要になるのが「資格外活動許可」（以後、許可という。）の取得です。

許可は、留学生本人が入国管理局に申請し取得します。

大学等によっては、留学生本人に代わって入国管理局に「取次ぎ申請」を行っています。

※ アルバイト採用が決定したら、許可を申請します。

紹介



採用決定



許可申請



就業開始

（個人申請または大学経由）

雇用の前には資格外活動許可の確認

- ・必ず資格外活動許可書の「11. 新たに許可された活動の内容」、「12. 許可の期限」について確認をしてください。（⇒ 6～7 項参照）
- ・許可を受けていない留学生の雇用、また許可された範囲を超えて就労させた場合には、不法就労助長罪として、3 年以下の懲役、または 300 万円以下の罰金に処せられることがあります。

③就労可能時間について（資格外活動許可証の「11. 新たに許可された活動の内容」に明記されています。）

留学生による資格外活動（アルバイト）の時間には上限が定められています。留学生はこの時間を越えてアルバイトをすることはできませんので、雇用の際はご注意ください。

<資格外活動時間の上限>

	活動時間の上限	
	1 週間の就労可能時間	大学の夏期休暇等
①留学生（②を除く）	1 週間につき 28 時間以内	1 日につき 8 時間以内
②専ら聴講による研究生・聴講生	1 週間につき 14 時間以内	

【資料：入国管理局ウェブサイト <http://www.immi-moj.go.jp/index.html>】

各種手続案内>外国人の在留手続> **資格外活動の許可**】

④許可の期限について（資格外活動許可書の「12. 許可の期限」に明記されています。）

許可の期限は、留学生の在留期限となっています。留学生が在留期間を更新し、引き続き資格外活動を行う場合は、改めて資格外活動許可を受けることができます。

◎資格外活動許可書（見本）

日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 書

許可番号 _____ 号

1 国 籍 _____ 2 氏 名 _____

3 性別 男・女 _____ 4 生年月日 _____ 年 月 日

5 日本における居住地 _____

6 旅 券（番 号） _____

7 上陸（在留）許可年月日 _____ 年 月 日

8 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____ 在留期間満了日 _____ 年 月 日

9 外国人登録証明書番号 _____

10 現在の在留活動の内容（受入れ機関がある場合にはその名称）

11 新たに許可された活動の内容

12 許可の期限 _____ 年 月 日 まで

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。

ただし、上記の活動を行う際は、本許可書を携帯しなければなりません。

年 月 日

入 国 管 理 局 長

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

⑤アルバイトにふさわしくない職種（「制限職種表」）

当センターで取り扱うアルバイトについては、留学生の円満な学生生活に影響を与える恐れのある職種については、下記のとおり一定の制限職種を設けています。

	具 体 例	理 由 及 び 参 照 事 項
危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ①プレス、ポール盤、施盤、断裁機など自動機械の操作 ②高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む） ③自動車、バイクの運転 ④線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理等） ⑤土木、水道工事等の現場作業、建設現場での作業、建物倒壊、残材片付作業、2階以上の高所での屋外作業（硝子ふき、器具の取り付け等） ⑥ヘルメット着用が必要とされる作業 ⑦警備員 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒危険・事故が伴う。（例外：理工系でその専攻に役立つもの） ⇒免許を必要とし、危険度が高い。 ⇒事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重い。刑事責任まで負うことになる。 ⇒落下物・転落等の危険度が大きい。（内装工事は除く）。 ⇒会場整理、誘導、受付は除く。
害なもので人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等） ②特に高温・低温度の作業、塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒健康上、人体に有害と考えられる。（例外：薬学系でその専攻に役立つもの）
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ①労働争議に介入するおそれのあるもの ②営利職業斡旋業者への仲介斡旋 ③マルチ・ネズミ講商法に関するもの ④出来高払（一定額の賃金の補償のないもの） ⑤募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの ⑥募集・採用の人数を男女別に設定するもの ⑦募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒職業安定法20条参照。 ⇒職業安定法の趣旨（雇用関係の成立の斡旋）に反する。 ⇒無限連鎖講の防止に関する法律参照。 ⇒労働基準法27条参照。 ⇒男女雇用機会均等法参照。 ⇒ // ⇒ //
教育的に好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ①不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査 ②訪問販売、勧誘、専門に行う集金 ③競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業 ④バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業 ⑤長期継続の深夜作業 ⑥選挙の応援に関する一切の業務 ⑦スパイ行為、興信所業務に類する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 ⇒特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。

その他	①人命にかかわることが予想される業務	⇒水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	②労働条件が不明確なもの	⇒賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等が明示されていないもの。
	③人員の限定を条件とするもの	⇒例えば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。
	④学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	
	⑤その他学生にふさわしくないと考えられるもの	

【参考：旧内外学生センター「制限職種表」】

⑥労働関係法令について

留学生であっても、日本人と同様に労働基準法、最低賃金法等の関係法令が適用されます。

○労働基準法第3条では、労働条件面についての国籍による差別を禁止しています。したがって、外国人であることを理由にした低賃金にする等の差別は許されません。

労働基準法第3条（均等待遇）

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

○改正雇用対策法（平成19年10月1日施行）により、全ての事業者は外国人の雇用、または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられます。（届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となります。）

【資料：厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/index.html>
行政分野ごとの情報「雇用」>分野別施策紹介「外国人雇用対策」>
「外国人雇用状況の届出制度（H19, 10, 1～）」】

留学生をアルバイト雇用した場合も届出の対象となります。

（※届出等の詳細については福岡労働局、または最寄りのハローワークへお問い合わせください。）

【資料：福岡労働局ウェブサイト <http://www.fukuoka.plb.go.jp/>
事業主の方へ>「外国人雇用状況の届出について」】

○労働条件の明示について（労働基準法第15条）

労働者を採用するときは、賃金や労働時間等の労働条件を書面などで明示しなければなりません。

明示された労働条件が事実と相違する場合には、労働者は即時に労働契約を解除することができます。

【資料：福岡労働局ウェブサイト <http://www.fukuoka.plb.go.jp/>
事業主の方へ > 労働条件 > 「労働条件の明示」】

⑦税金について（租税条約に関する届出）

留学生在アルバイト給与の支払いを受ける際、留学生の出身国との租税条約により、所得税が免除される場合があります。

そのためには、留学生が「租税条約に関する届出書」を作成し、雇用主を通じて税務署に届出を行う必要があります。

手続きについては、所轄の税務署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁ウェブサイトをご覧ください。

【 <http://www.nta.go.jp/> 申請・届出様式>税務手続の案内（所得税・源泉所得税）>源泉所得税（租税条約）関係>[手続名]「租税条約に関する届出」（教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除）】

※租税条約締結国について

【活動報告・発表・統計>国税庁レポート>「日本における税務行政」について>日本における税務行政>「表31 租税条約締結国一覧表」】

⑧留学生の雇用にあたって

留学生の目的は学業の遂行にあり、何よりも学校を卒業することにあります。そのため講義には休まずに出席しています。

留学生のアルバイトに対する要望は、講義のない曜日に継続して勤務したい、休日に仕事をしたい、講義時間に重複しない時間帯に働きたいなどとなっています。また、語学や専攻の知識を活かしたアルバイトを強く希望しています。

出身国により、それぞれ言語・宗教・生活環境・考え方等において日本人とは異なりますので、それが基でトラブルになることがあります。

国際交流、相互理解のためにも、下記の事項に留意して雇用することが大切です。

【旧内外学生センター『学生アルバイト雇用のための小百科』より】

1. 労働条件の確認	<ul style="list-style-type: none">・トラブルを未然に防ぐために、就労前には労働条件等について文書で説明を行い、双方で確認を行ってください。・契約後の労働条件の変更は行わないでください。
2. 明確な作業指示	<ul style="list-style-type: none">・作業手順については、具体的な説明を行い明確な作業指示を行ってください。 (文書での説明が望ましい)
3. 事故によるケガ	<ul style="list-style-type: none">・万が一事故が起きた場合は、労働者災害補償保険（労災保険）補償給付の手続きを速やかに行ってください。留学生についても、日本人と同様に適用されます。

【参考：同上】

⑨雇用した留学生との間にトラブルが起きた場合

労働条件などをめぐり留学生との間にトラブルが起きたときは、まず冷静に留学生と話し合うことが必要です。

問題がこじれると解決がより困難になりますので、当センターにも速やかに相談してください。

2. 登録の申し込みから採用まで

① 求人申し込み

当センターにお越し頂き、所定の求人票に雇用条件を明記して、お申し込みください。
2度目以降は、電話またはファクシミリによる申し込みも受け付けております。

※ 求人登録の際に持参していただくもの

1. 雇用条件等を記入した求人票(当紹介所所定の様式)
2. 会社概要、事業内容が記載された会社のパンフレット等

② 求人票の掲示・掲載

受理された求人票は、当センターの所定の場所にあらかじめ定められた期間掲示します。
同時に、当紹介所ウェブサイトにも掲載します。

③ 求職者の登録

アルバイトの紹介を受けようとする留学生は、学生証と外国人登録証を持参のうえ、当センターに来所します。

当紹介所所定の登録申込書に記入し、担当者と面談のうえアルバイトの従事に問題がないと認められた場合に、登録完了します。

特別な事情がある場合を除いて、登録時に在籍する大学等に連続して在籍する間、登録が有効となります。

④ 求職者への助言

当センターでは、留学生の求職者登録に際し、アルバイトを行うにあたっての心構え、助言や指導を行います。

⑤ 留学生の紹介

当センターでは、求職者に対し、求職者の希望と能力に応じた職種を紹介するよう努めます。紹介が決定した留学生は、速やかに求人者に連絡をとりますので、その際に出社日時を指定してください。

なお、採用にあたって面接を行う場合は、求人票に記入しておいてください。

※ 面接（採用選考）にあたっての注意点

性別により異なる扱いをすることや、性別を理由に採否を決めることは禁じられています。（男女雇用機会均等法 第5条）

また、プライベートな質問内容など、本人の適正と能力に何ら関係のない質問は行わないようにしてください。

⑥ 採用結果の報告

採用、不採用の結果を、必ず当センターに報告してください。

⑦ 資格外活動許可申請

当センターでは、資格外活動許可を取得していない留学生については、採用決定後、許可申請をさせることとしています。

⑧留学生が出社したら

1. 本人確認	・留学生に資格外活動許可書等を提示させ本人確認を行います。
2. 雇用条件を確認	・雇用条件を確認してください。
3. 長期雇用する場合	・長期雇用する場合は、あらかじめ雇用契約書を作成し双方で署名・押印を行うことが、労働契約のあり方としても、また学生に責任感をもたせ、その後のトラブルを未然に防ぐためにも望ましいと思われれます。

⑨求人申し込み後について

※下記の4点については、必ず当センターへ連絡してください。

1. 求人内容変更の場合
2. 求人保留の場合
3. 求人取消の場合
4. 求人募集終了の場合

留学生アルバイト雇用ハンドブック

2008年 7月 発行

2008年 10月 改定

2009年 4月 改定

編集・発行

福岡県留学生サポートセンター

福岡市中央区天神 1-1-1

アクロス福岡 3F こくさいひろば内

TEL : 092-725-9201

FAX : 092-725-9225

[E-mail:fissc@kokusaihiroba.or.jp](mailto:fissc@kokusaihiroba.or.jp)
